

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町町は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID・パスワードにより操作者と操作する権限を限定するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県大町町長

公表日

平成29年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	大町町では、国民年金法に基づき、町内に居住する20歳以上60歳未満の方を被保険者として管理し、国民年金に係る事務を、年金事務所と協力して行う。住民票の異動に伴う資格の取得・喪失や、免除の申請に係る事務を行う。具体的には、 ①転入・転出などの住民票異動に伴う被保険者資格の取得・喪失・異動 ②20歳到達による資格取得、60歳到達による資格喪失 ③年金事務所へ被保険者の異動を報告 ④年金事務所へ被保険者と世帯員の所得情報を送付 ⑤免除申請を受け付け、世帯の状況や所得の状況等に応じて全額免除、一部免除を決定
③システムの名称	1. Acrocity国民年金
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 番号法第9条第1号 別表第一(31の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課国民健康保険・国民年金係
②所属長	町民課長 西森明広
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画政策課まちづくり政策係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課国民健康保険・国民年金係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3114

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

